

# 連結基礎概念に関する一考察

——会計基準の国際的な改訂動向の検討を中心として——

上 田 耕 治

## 要 旨

近時の連結や企業結合などに関する会計基準の国際的な改訂動向は、所有者の視点よりも企業の視点に焦点を当てる経済的単一体概念を採用するものであるととらえられることもあるが、親会社と非支配株主の持分等の区分計算表示により親会社概念との調整を図っているともいえ、両概念の主要な論点は、その区分計算表示の要否に関するものと考えられる。企業の資金調達実務が会計上の財務構成を意識している限り区分計算表示は必要であるが、連結基礎概念の議論は、会社、株式および株式市場の会計上のとらえ方によって定まると考えられるため、これらの思考も含んだ財務会計・財務報告の概念フレームワークの開発が必要である。

## I はじめに

グローバルな金融資本の移動を背景に企業を取り巻く財務報告のルールが大きく変化している。本稿は、近時の国際的な会計基準の大きな動きにおいて、しばしば、議論となる連結基礎概念を取り上げている。連結基礎概念は、連結財務諸表の作成の基礎となる基本的な考え方であり、連結財務諸表の報告を中心とする今日の財務会計の基準にあっては、その改訂に最も影響を及ぼす論点とすることができる。しかし、連結基礎概念の論点は、国際的には概念フレームワークなどにも明示されていないことから、会計基準の改訂に当たっても、必ずしもその依拠が明示されるわけではなく、このことが広く関心をよぶこととなっている。

本稿は、近時の会計基準の国際的な改訂動向にみられる会計処理をとおして連結基礎概念を検討することを課題としている。そのため、アメリカ財務会計基準審議会（以下、FASB と省略する。）の議論から連結基礎概念を整理し（第2章）、近時の国際会計基準審議会（以下、IASB と省略する。）および FASB の連結基礎概念に関連する会計基準等の改訂の動きを概観して（第3章）その会計処理等の基礎となる考え方に焦点を当てる（第4章）ことにより、連結基礎概念を比較検討している。

## II 連結基礎概念

連結財務諸表を誰の立場で作成するのかという議論は、連結財務諸表が示すべき会計情報の内容に係わるため、連結財務諸表の会計処理を定めるものとなり、会計基準の改訂に影響を及ぼす。この連結財務諸表の作成に関する基礎を与える概念を連結基礎概念といい、現在、親会社概念と経済的単一体概念に大別されている。本章では、連結基礎概念について、連結財務諸表の会計基準の改訂に係わる議論の一環としてなされた FASB の成果に基づいて整理を進めたい。

FASB の連結基礎概念の議論は、1987年の SFAS 第94号「すべての過半数所有子会社の連結」(FASB [1987]) の公表後、連結方針や連結手続の審議として続けられた。それらは、1991年に討議資料「連結方針と連結手続」、1995年に公開草案「連結財務諸表：方針と手続」、これを改訂して1999年に改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」として公表されている。本稿では、これら一連の FASB の連結財務諸表の会計基準改訂の取り組みを連結プロジェクトと称している。

### 1 討議資料「連結方針と連結手続」

FASB の連結プロジェクトでは、1991年に公表された討議資料「連結方針と連結手続」(FASB [1991]) において、親会社の連結財務諸表に含むべき子会社を決定する条件は、「支配」か、もしくは「議決権持分」か、という議論のなかで連結基礎概念が討議されている。(以下、公表物のパラグラフの引用は、当該公表物のパラグラフ番号のみを付す。)

#### ① 経済的単一体概念 (economic unit concept)

単一の経営によるグループ全体の支配を強調する考え方である。学説上、企業実体説 (entity theory) ともいわれるこの考え方の下では、連結財務諸表は、単一体として事業を行う親会社およびその子会社からなる法的な企業<sup>1)</sup>のグループについての情報を提供しようとするものとなり、グループを構成するさまざまな企業の資産、負債、収益、費用、利得および損失が、連結企業の資産、負債、収益、費用、利得および損失となる。経済的単一体概念では、支配が連結の本質的条件となる (pars. 63, 123)。

#### ② 親会社概念 (parent company concept)

親会社株主の持分を強調する考え方である。この考え方の下では、連結財務諸表は、親会社に対する親会社株主の持分に子会社の純資産に対する親会社株主の未分配持分を加えたものを表し、連結貸借対照表は、親会社の貸借対照表上の子会社に対する投資を子会社の資産および負債に置き換えて修正したものとなる。連結財務諸表は、親会社が支配しているさまざまな資産および負債に対する親会社株主の残余持分ないし受益持分についての

情報を提供しようとするものである。支配が連結のための必要条件とされるのは、親会社概念の場合も同様であり、子会社を統制し事業や財務の方針を決定する能力を欠いている場合、所有者は受動的な投資者とならざるを得ず連結は不相当と考えられる (pars. 64, 124, 132)。

FASB が、親会社概念として討議した連結子会社を決定する条件では、議決権持分の過半数所有ではなく、支配によるべきことが示されている。このような考え方は、純粋な親会社概念というより、むしろ親会社拡張概念 (parent entity extension concept) と称される (Ernst & Young [2004]) ものである。以下、本稿で親会社概念をいう場合には、この FASB の連結プロジェクトが示す親会社拡張概念を意図している。

## 2 公開草案「連結財務諸表：方針と手続」

先の両概念の論点の整理を経て FASB は1995年に公開草案「連結財務諸表：方針と手続」(FASB [1995]) を公表した。公開草案は、支配とは、資産に及ぼす力、すなわち、ある企業が自らの資産を使用するのと実質的に同じように、他の企業の個々の資産を使用し、または使用を指示する力であると定義し (par. 10)、法的に異なる企業を単一の報告企業に結びつける絆 (tie) は、連結グループ内の各企業の個々の資産に対する親会社の支配およびその資産の使用を指示するために親会社に必然の能力にあるとした (par. 7)。また、連結の条件として、議決権持分の過半数所有ではなく実質的支配を定め、支配の推定 (presumption of control) が及ぶ状況を示して支配の存在を評価すべきことを定めている (par. 14)。

## 3 改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」

公開草案「連結財務諸表：方針と手続」に寄せられた議論を再び集約して1999年に改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」(FASB [1999]) が公表された。これは、改めて連結の条件としての議決権持分の所有割合を否定し (par. 203)、支配に基づくことを試みたものであるが、確定基準書を公表するには至らなかった。

## 4 連結プロジェクトからの示唆

このように FASB の連結プロジェクトにみた連結基礎概念の論点を整理すると、経済的単一体概念においても親会社概念においても実質的支配も含めた「支配」は必要な条件であり、連結財務諸表の会計基準の改訂の議論として、連結基礎概念を用いる場合の両者の差異は、「支配」か「議決権持分」か、にあるのではなく、むしろ、その支配が、連結企業グループによる支配であるか、親会社を通じた親会社株主の支配であるかの差異とし

て理解すべきものと考えられる。FASB の連結プロジェクトが採用した親会社概念が純粋な親会社の持分計算を越えて「支配」を要件としていることに制度としての会計基準の改訂への示唆を得るべきであると考ええる。

### Ⅲ 会計基準等の国際的な改訂動向

連結基礎概念の議論は連結財務諸表の会計処理の基礎となるため、連結基礎概念に関連するものとしてとらえた近時の会計基準等の改訂は、連結会計処理、企業結合、業績報告（包括利益）や概念フレームワークにまで多岐にわたることとなる。本章では、連結基礎概念の論点を把握するためにそれらについての IASB および FASB の改訂動向を概観することとする。

#### 1 連結手続に関する IAS 第27号改訂公開草案

IASB の「企業結合プロジェクト（第2フェーズ）」として扱われた連結財務諸表の会計処理に関するものであり、IASB と FASB の共同プロジェクトとして実施され、2005年6月に IASB 第27号「連結および個別財務諸表」（IASB [2003a]）の改訂案として改訂公開草案（IASB [2005a]）が公表された。主な改訂提案は、次のとおりである。

- ①子会社の支配が喪失される結果とはならない親会社の所有持分の変動の持分計上；資本（持分）取引としての会計処理（par. 30A）
- ②子会社の支配喪失に関して、子会社に残存する非支配持分投資の支配喪失日の公正価値による再測定とその差額の損益計上（pars.30C, 30D）
- ③これら①②が適用されるとき、2つ以上の取引により行われた支配の喪失を1つの取引として会計処理するための判定指針の提示（par. 30F）
- ④少数株主持分（minority interest）の非支配持分（non-controlling interest）への変更、および子会社の非支配持分に帰属する損失が子会社の非支配持分を超える場合のその損失の非支配持分への配分（par. 35）

#### 2 連結手続および非支配持分の報告に関する ARB 第51号改訂公開草案

FASB と IASB の共同プロジェクトとして実施された IAS 第27号の改訂と合わせて、2005年6月に FASB も ARB 第51号「連結財務諸表」（AICPA [1959]）の改訂公開草案「連結財務諸表；子会社の非支配持分の会計と報告を含む：ARB 第51号の改訂」（FASB [2005a]）を公表した。この改訂においても IAS 第27号改訂公開草案と同様の連結手続に関する会計処理の提案が行われたほか、次の改訂が提案された。

### ① 連結財務諸表の目的

連結財務諸表の目的は、主として親会社の株主と債権者のために、親会社およびすべての子会社の経営成績および財政状態を、そのグループがあたかも1つの経済的事業体のように表示することであるとして、経済的事業体 (economic entity) を強調する (par. 6)。

### ② 段階法の廃止

原則的に段階法 (step by step basis) によることとしていた連結開始時の剰余金計算の項を削除する (par. 11)。この削除は、連結財務諸表の会計処理も包含する SFAS 第141号「企業結合」改訂公開草案が取得時 (支配獲得時) の一括公正価値評価を求めたことに対応している。

### ③ 非支配持分の表示

IASB と同様に、少数株主持分を非支配持分 (noncontrolling interest) に変更し (par. 1)、非支配持分は親会社の株主持分 (controlling interest) と区分して持分 (equity) として計算表示することとする (par. 20)。

## 3 企業結合に関する IFRS 第3号改訂公開草案

IASB の企業結合プロジェクト (第2フェーズ) として FASB との共同プロジェクトとして実施され、2005年6月に IFRS 第3号「企業結合」改訂公開草案 (IASB [2005b]) が公表された。主な改訂提案は、次のとおりである。

- ①段階的に達成される企業結合における取得日時点での被取得企業の公正価値測定；累積原価から公正価値への改訂 (pars.55, 56)
- ②支配獲得後の被取得企業に対する非支配持分の事後的な取得の IAS 第27号改訂公開草案適用による資本 (持分) 取引としての会計処理 (par. 57)
- ③取得企業の取得日時点における「全部のれん」の認識 (par. 49)

## 4 企業結合に関する SFAS 第141号改訂公開草案

ARB 第51号改訂公開草案と同様、IASB との共同プロジェクトとして SFAS 第141号「企業結合」改訂公開草案 (FASB [2005b]) が公表され、IASB と同様の会計処理を提案している。

## 5 IAS 第27号、SFAS 第160号、IFRS 第3号および SFAS 第141R号改訂確定基準書

FASB は2007年12月に ARB 第51号の改訂となる SFAS 第160号「連結財務諸表の非支配持分」(FASB [2007a]) および SFAS 第141号の改訂となる SFAS 第141R号 (FASB [2007b]) を公表した。また、IASB は2008年1月に IAS 第27号および IFRS 第3号の改訂

確定基準書 (IASB [2008a], [2008b]) を公表し、企業結合プロジェクトの第2フェーズの完了を発表した (IASB [2008c])。改訂確定基準書では、本稿で論じている公開草案のうち「全部のれん」など一部の論点が採用されていない (IASB [2008d])。

## 6 業績報告 (包括利益) に関する IAS 第1号改訂公開草案および改訂確定基準書

IASB の業績報告プロジェクトで議論された「包括利益 (comprehensive income)」は、FASB が1980年12月に公表した SFAC 第3号「営利企業の財務諸表の構成要素」(FASB [1980]) により導入された概念で、持分 (純資産) の変動を利益ととらえる概念である。SFAC第6号「財務諸表の構成要素」(FASB [1985]) は、包括利益を、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括利益は出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の一期間における持分のすべての変動を含むと定義している (par. 70)。

IASB で包括利益を扱う業績報告プロジェクトは、2006年3月に IAS 第1号「財務諸表の表示」(IASB [2003b]) の改訂公開草案「財務諸表の表示：改訂された表示」(IASB [2006a]) を公表し、2007年9月に改訂確定基準書 (IASB [2007]) を公表した。

改訂公開草案では、定義において利益の概念整理を行っており、「包括利益」に相当する「総認識収益費用 (total recognized income and expense)」を株主の立場としての株主による拠出および株主に対する分配以外の取引または事象による企業の持分の当期の変動であると定義し、「損益 (profit and loss)」を「その他の認識収益費用 (other recognized income and expense)」の構成要素を除く費用控除後の収益の合計と定義している (par. 7)。また、「認識収益費用計算書 (statement of recognized income and expense)」において、少数株主持分および親会社の株主に帰属する当期の「損益」と当期の「総認識収益費用」をそれぞれ区分して開示しなければならないことを定めている (par. 83)。

改訂確定基準書では、「総認識収益費用」、「その他の認識収益費用」および「認識収益費用計算書」を「総包括利益 (total comprehensive income)」、「その他の包括利益 (other comprehensive income)」および「包括利益計算書 (statement of comprehensive income)」に変更し、「総包括利益」の定義を、所有者の立場としての所有者との取引による変動以外の取引または事象による持分の当期の変動であると修正している (pars. 7, 83)。

改訂前の IAS 第1号 (IASB [2003b]) はすでに少数株主持分を貸借対照表に持分として表示することを定めているが (par. 68)、この改訂は、利益の概念としても貸借対照表の非支配持分 (少数株主持分) に関連する期間増減差額を「その他の包括利益」としてその要素に加える方向を明らかにしている。

これらに対し、わが国の「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(ASBJ [2006b])

は、包括利益を、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう（第3章8）と定義しており、非支配株主（少数株主）に関連する純資産の期間増減差額は包括利益の概念に入らないものとしている。

#### 7 討議資料「改善された財務報告のための概念フレームワークについての予備的見解」

IASB および FASB が共同プロジェクトとして展開している概念フレームワークのプロジェクトは、2005年1月から8つのフェーズに分けて行われていたが、そのフェーズA「財務報告の目的および質的特性（the objectives of financial reporting and qualitative characteristics）」の公表物が2006年7月にIASB, FASB それぞれから討議資料として公表された（IASB [2006b], FASB [2006]）。この2つの公表物は、構成、項番号から文言まで同一となっている。

これら2つの公表物は、一般目的外部財務報告の目的は、現在および潜在的な投資者、与信者およびその他の者が、投資、与信および同様の資源配分に関する意思決定を行う場合に有用となる情報を提供することであるとし（par. OB2）、その潜在的利用者として、持分投資者（equity investors）、与信者（creditors）、（商品サービスの）供給者、従業員、顧客、政府、政府機関および規制当局、および一般大衆（members of the public）をあげている（par. OB6）。

そして、連結基礎概念に係わる見解として、以下のように「企業の視点」を強調している（par. OB10）。

「一般目的外部財務報告により提供される情報は、特定グループのニーズというより、幅広い利用者のニーズに向けてのものである。概念フレームワークで「財務報告書」または「財務報告」という場合には「一般目的外部財務報告書」または「一般目的外部財務報告」をいう。したがって、財務報告書は、企業の所有者（現在の普通株主および連結財務諸表の親会社の普通株主）またはその他の特定グループの利用者の視点というより、企業の視点（perspective of the entity）を反映することになる。しかし、財務報告の基礎となる基本的な視点（basic perspective）として企業の視点（entity perspective）を採用することは企業の所有者またはその他のグループの利用者向けに第一に提供される財務報告情報を織り込むことを排除するものではない。たとえば、財務報告書には「1株（普通株式1株）当たり利益」が記載される。それは主に株式の保有者または潜在的な購入者が利害を有する情報である。……しかし、こうした情報は、企業の視点に従って作成される情報の追加となるもので代替となるものではない。」

## 8 連結の条件としての「支配」に係る IASB の議論

現在 IASB では、SPE (special-purpose entity) を含む連結範囲を決定する基準を開発中であるが、経済的単一体概念においても親会社概念においても連結の条件となる「支配」に関して、「企業に対する支配」ではなく、「企業の資産および負債に対する支配」としてとらえるべきであるという考え方の変更が検討されたことが報告されている(山田 [2006 b])。IAS 第27号 (IASB [2003a], [2008a]) は、支配を企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および経営方針を左右する力 (par. 4) と定義していることから、この議論は、会計上の支配について、企業経営への支配か、企業資源たる資産負債への支配かに関して未解決の論点が存在することを意味するものといえる。

## IV 改訂会計基準等と連結基礎概念

これまでの連結会計処理、企業結合、業績報告(包括利益)および概念フレームワークに関する会計基準の改訂動向を踏まえて、それらの改訂に係わる連結基礎概念の論点について検討する。それぞれの会計基準は連結基礎概念の観点からは相互に関連していることもあり、本章では、①支配獲得時の公正価値によるすべての資産および負債の評価、②支配獲得後の持分変動の資本(持分)取引としての会計処理、③非支配持分を超える損失負担、④非支配持分の持分表示と非支配株主損益の包括利益への算入および⑤概念フレームワークに整理して検討し、それらの検討から一連の会計基準等の改訂の基礎となる考え方を探ることとする。

### 1 支配獲得時の公正価値によるすべての資産および負債の評価

支配獲得時に公正価値によってすべての資産および負債を評価する方法は、連結企業グループもしくは結合企業の事業に係わる資産および負債を貸借対照表上、その公正価値で表示することを求めるものである。貸借対照表上の資産および負債ならびにその評価に焦点を当てるため、資産および負債のうち親会社もしくは親会社株主の持分部分のみに焦点を当てそこに公正価値評価を及ぼすのと異なり、たとえば、のれんについては「購入のれん」ではなく「全部のれん」の計上を促すこととなる。

また、支配獲得という事実および支配獲得の時点のみにその企業結合の効果が生じると考えることから、連結における段階取得による支配獲得の場合に、持分の取得の時点ごとにその持分に対応する資産および負債の部分について公正価値評価を行い、その結果、取得時ごとの公正価値の累積原価により資産および負債が評価される段階法と異なり、支配獲得時のみの公正価値評価である一括法が求められるものである。



この考え方は、資産および負債の定義を満たす財務諸表項目をその測定属性に見合った公正価値で評価するものであり、資産および負債に着目する点で、連結企業グループをその事業に投下されている資産および負債そのものの集合ととらえているものといえる。また、資産および負債の概念と測定属性（もしくは測定値）が適合していることから、あらゆる形態の企業結合にも同一の測定値を提供できる会計処理方法となり、合併、連結をはじめとする企業結合の様々な法的形式に単一の経済的実質で計算表示すべきという会計制度上の課題を容易に解決する長所をもっている。この会計処理方法は、経済的単一体概念が、連結企業グループを構成するさまざまな企業の資産および負債が、連結企業の資産および負債となるような連結財務諸表の作成を目指していることと対応していることから、経済的単一体概念により整合的なものであることが理解できる。

経済的単一体概念では、貸借対照表上の資産および負債に焦点を当てるという点で、支配の考え方としては「企業に対する支配」より「企業の資産および負債に対する支配」と考える方が相応しいと考えられる。

## 2 支配獲得後の持分変動の資本（持分）取引としての会計処理

支配獲得後の持分変動取引は、親会社の株主と非支配株主との株式（持分）取引である。支配獲得後の持分変動を資本（持分）取引と考える方法は、支配獲得（もしくは支配喪失）という事実のみに基づいて企業結合の効果が生じるものであるから、それ以外の時点での取得売却により変動する持分については、支配を喪失するものとならない限り、経済的な実質に変化はなく、損益は生じないという考え方を基礎としている。これは連結財務諸表に示される資産および負債は、支配の移動がない限り同一の属性に基づく測定が行われるべきことを意味しており、連結企業グループの資産および負債の評価に焦点を当てる経済的単一体概念により近い考え方である。

この論点は同時に、非支配株主との取引は外部取引か内部取引かという論点も含んでいる。経済的単一体概念によれば、連結企業グループの資産および負債の帰属が、親会社の株主であるか非支配株主であるかを考慮しないので、非支配株主も内部者と考えて良い。一方、親会社概念によっては、連結企業グループの資産および負債は理念的に親会社の株主の帰属部分と非支配株主の帰属部分とに区分されていると考えられることから、親会社もしくは親会社の株主が連結企業グループの内部者であり、非支配株主は外部者となる。支配獲得後の非支配株主との持分の取引を資本（持分）取引として損益を生じさせないことは、非支配株主を内部者ととらえることを意味し、経済的単一体概念の考え方といえる。

ただし、連結会計処理では経済的実質に変化がなく損益が生じない取引と考えるとしても、現実には、親会社の株主と非支配株主との株式の売買は当然外部者としてその取引時

点での公正価値による交換取引が行われることにも留意しなければならない。連結財務諸表は、連結企業グループの財政状態や経営成績に関する合理的な判断に資することを目的として、その目的の範囲内で連結企業グループを構成するさまざまな企業に関する多くの会計情報を編集して作成した仮想の計算書という側面もあるのである。

### 3 非支配持分を超える損失負担

わが国の連結財務諸表原則は連結基礎概念として親会社説（概念）を採用していることを明確にしているが、その会計処理として「子会社の欠損（すなわちマイナスの利益剰余金）のうち、その子会社に係る少数株主持分（非支配持分）に割当てられる額がその少数株主（非支配株主）の負担すべき額を超える場合には、その超過額は、親会社の持分に負担させなければならない」（連結財務諸表原則第四の四の2）と定められており、株主間の合意がある場合などの例外を除いて、非支配持分を超える損失は親会社持分が負担している。子会社に関連する損失の親会社持分と非支配持分への負担の論点は、非支配株主を外部者と考える場合には問題となるが、非支配株主を内部者と考える場合には連結企業グループの内部構成員間の負担関係にすぎず問題とならない。非支配持分を超える損失負担を非支配株主に負わせるとする考え方は、非支配株主を内部者とみるものである。

しかし、わが国に限らず国際的にも、会社法制や株式のしくみの下では、従属的な地位にある非支配株主が自らの持分を越えて投資先の損失を負担することは現実にはあり得ない。非支配持分を超える損失を非支配株主に負担させる考え方は、経済的理念的な損失の概念を会計上だけ実現しようとするものであり、親会社の経済的実態に合致したのではなく、親会社持分の計算に注目する立場からは合理的ではないといえる。

一方、経済的単一体概念では親会社持分と非支配持分の区分表示を必要としないにも関わらず、このような理念的な持分の区分計算を厳密に行おうとすることは、親会社概念との折衷的な思考とも考えることができる。この会計基準の実務への適用においては、損失の負担関係の合意の形式よりも現実に負担するかどうかの実態を反映した評価が必要となるろう。

### 4 非支配持分の持分表示と非支配株主損益の包括利益への算入

非支配持分を負債または負債と持分の中間（mezzanine）項目としてではなく、親会社の株主持分（支配持分）と区分して「持分」として表示することは、経済的単一体概念の採用とも親会社概念との折衷の考え方ともいえる。貸借対照表上の表示区分としての「持分」を、従来慣行のように親会社持分（支配持分）と考えるのではなく、（非支配株主も含んだ）株主の持分と考える一方で、親会社概念にとって重要な親会社持分の表示も維持

する考え方である。非支配持分は「子会社に対する非支配株主の持分利益」(equity interests of noncontrolling shareholders in subsidiaries) (FASB [2005a] summary p.vii)であり、親会社概念においても株主の持分利益 (equity interest) である性格を否定するわけではないから、非支配持分を親会社持分と区分表示する限り、親会社概念においても妥当するものである。わが国会計が従来区分の資本と負債を自己資本と他人資本に整理しているのと異なり、アメリカなどでの表示区分の持分 (equity) は、従来の会計上の思考を離れれば必ずしも自己持分に限定する必要はないのである。

非支配株主損益を包括利益に算入するか否かの論点は、貸借対照表で親会社持分と非支配持分を区分することと対応している。親会社持分と非支配持分を区分する現在の貸借対照表では「その他の包括利益」は、親会社持分部分のみからなるように計算されている。すなわち、非支配持分の変動は、その他の包括利益の各項目の変動も含めて貸借対照表の少数株主持分 (非支配持分) として計算されている。

貸借対照表上親会社持分と非支配持分を区分表示する必要がなければ、その他の包括利益も親会社持分と非支配持分の区分をする必要がなく、その他の包括利益の各項目の変動にその他の包括利益の各項目の非支配持分部分の変動も合算してもかまわない。したがって、非支配株主損益は、経済的単一体概念では包括利益に含まれ、親会社概念では含まれないこととなる。

経済的単一体概念と親会社概念に特徴的な差異が、非支配持分の持分表示と非支配株主損益の包括利益への算入の論点に存在しているといえる。

## 5 概念フレームワーク

討議資料「改善された財務報告のための概念フレームワークについての予備的見解」で明示された、「企業の視点 (entity perspective)」は、企業の所有者である「現在の普通株主および連結財務諸表の親会社の普通株主」よりも、少数株主 (非支配株主) も含めた企業そのものを財務報告で表示するという点を、明示している点で新たなものと考えられる。

このIASBとFASBの共同プロジェクトとしての討議資料に対して、企業会計基準委員会 (以下、ASBJと省略する。) は、「企業の視点 (entity perspective)」を「経済的単一体説」(概念)と訳出して、「経済的単一体説を財務報告書の基本になる考え方として採用した理由が、連結において経済的単一体説を採用する十分な理由より得るか疑問である」と指摘している (ASBJ [2006a])。

ASBJは、このコメントにおいて親会社説 (概念) を基本的な視点とすることの理由について次のように指摘している。

- ①財務報告の目的は投資家等による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある。
- ②財務報告情報の主要な利用者であり受益者であるのは、報告主体の企業価値に関心を持つ当該報告主体の（現在および将来の）所有者である。
- ③親会社株主は、グループ全体に対する持分を持つが、少数株主は特定の子会社に対する持分を持つだけである。

## 6 資産負債アプローチと連結基礎概念

これまでの検討から分かるように、会計基準等の改訂動向は経済的単一体概念に合致する会計処理の提案傾向がみられる。一方、近時の会計基準の改訂はいわゆる資産負債アプローチの考え方を基礎として行われてきている。会計基準が概念フレームワークにおいて資産および負債を定義し、その定義に適合する属性をもった財務諸表要素を貸借対照表に計上するようにする会計基準改訂のアプローチを採用すると、資産および負債の定義に適合する財務諸表要素は貸方の帰属に関する概念を明らかにしなくとも会計処理は定まる。経済的単一体概念は資産負債アプローチに対応した思考をそなえており、資産負債アプローチの採用はすなわち経済的単一体概念を意図するものとみれないことはない。しかし、これまでにみた改訂動向は、経済的単一体概念を採用する会計基準の改訂というよりも資産負債アプローチにより適合させるための試みと考えるのが穏当であろう。連結財務諸表および企業結合に関する改訂確定基準書が経済的単一体概念に合致する考え方の一部を採用しなかったこともそれを窺わせるものである。

IASB では、連結基礎概念の検討は今後に予定されている概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズA「財務諸表の目的」もしくはフェーズD「報告企業」のなかで行うようである（山田 [2006a], [2007a], [2007c]）。会計基準等の改訂動向は、今後各会計基準設定主体が経済的単一体概念の採用を明確にしていくことを示唆するものなのかもしれない。しかし、経済的単一体概念に基づく財務報告を行うために行われてきた改訂ではなく、むしろ、企業結合など会計基準相互の整合性の確保ために資産および負債の定義に合致した財務諸表要素をオンバランスするためのものであったと考える。

親会社概念は、支配を連結条件とする思考も取り入れており、親会社持分を区分して計算表示することによって、企業の視点による資産および負債の評価を重視する会計処理にも反しないため、本章で検討してきた経済的単一体概念に適合する会計処理を許容する多様性を有している。したがって、区分計算表示という方法により両概念の調整を図るともいえ、連結基礎概念の会計基準への適用という観点からは、両概念に相容れないものは多くなく、最大の相違は、非支配持分の持分表示もしくは非支配株主損益の包括利益

への算入の論点と考えることができる。

## V む す び

これまでの連結基礎概念に関連する会計基準等の改訂動向の検討では、経済的単一体概念と親会社概念の会計処理上の差異は、非支配持分を貸借対照表で区分表示するか、もしくは、非支配株主損益を包括利益と考えるかという点に集約されることを示した。このことは、これらの2つの概念が連結財務諸表で表示しようとするものの差異は、「企業の持分利益 (equity interest) か」もしくは「親会社の持分利益 (equity interest) か」であるということになる。そしてこれは、非支配株主を擁する連結企業グループの会計主体は誰かという議論に関連することになる。

連結財務諸表の会計主体については今日までに多くの議論がなされているが、本稿では、連結財務諸表の会計主体および連結基礎概念について株式取引および企業の財務実務の観点から私見を提示したい。すなわち、投資者が市場で取引しているのは親会社の持分証券たる株券 (株式) である。したがって、連結財務諸表は親会社株式の価値の表示に関連する計算構造を有する必要がある。

もちろん株式市場が完全に競争的であって MM 仮説を前提とすれば、企業の市場価値は資金調達方法や財務構成に影響を受けないから、親会社の持分もしくは非支配株主の持分をとりたてて区分表示する必要はないであろう。しかし、その場合にはもはや負債を区分表示することも必要ないのである。IASB 会議では、負債と資本を区分せず両者を含む概念として、たとえば「請求 (claims)」という1つの構成要素とする単一構成要素アプローチ (single element approach) も議論されている (山田 [2007b])。このことは、株式取引を金融の観点から考慮せざるを得ない会計を取り巻く経済環境も関係しているのかもしれない。

もし株式市場が、会社や株式の価格を形成する場ではなく、ある企業によって運用されている資金 (資本) の運用効率の尺度としてのプロジェクトの価格を形成する場であるとしたら、企業 (もしくは会社) は、実物経済を担った実態をもった投資対象というより資本の投資単位というバーチャルなものとなろう。このような株式市場の前提では企業の資金調達の実情を反映した制度としての会計は成り立ちにくいと思われる<sup>2)</sup>。

今日、企業の所有者のみならず幅広い外部の利害関係者は株式市場での親会社株式 (持分) の価格形成に関心をもっている。このような環境下で連結財務諸表が表示すべきものは親会社の持分でこそなければならない。連結財務諸表には、企業の視点で作成された親会社持分の計算表示が必要であり、それに適合する連結基礎概念をあえて選択するとすれ

ば親会社概念となるべきである。そして、現在の株式市場の実態や企業の資金調達実務を考慮した場合には、連結基礎概念は、株式市場、持分証券たる株券（もしくは株式）や株券発行者としての企業（もしくは会社）の会計上のとらえ方によって定まると考えられるため、それらの思考を含んだ財務会計もしくは財務報告に関する概念フレームワークの開発が必要であると考えられる。会計基準や基礎概念の進展は、資本市場の実態や規制に対応したものであるべきなのである。

#### 注

- 1) 会計主体を会社形態に限らない呼称として entity が用いられるとき、一般的には事業体と訳されることが多いが、本稿では企業に統一して訳出している。
- 2) MM 仮説が企業の資金調達実務に観察されないことについては一般に指摘されている。たとえば大村 [2004] を参照のこと。

#### 《参考文献》

- AICPA [1959], ARB51, *Consolidated Financial Statements*.
- Ernst & Young [2004], International GAAP 2005, LexisNexis, p. 302. (アーンスト・アンド・ヤング, 新日本監査法人 [2006], 『International GAAP 2005 第1巻 International GAAP の概要』 『International GAAP 2005 第3巻 企業結合』 レクシスネクシス・ジャパン。)
- FASB [1980], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 3, *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*.
- FASB [1985], SFAC No. 6, *Elements of Financial Statements*.
- FASB [1987], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 94, *Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries*.
- FASB [1991], Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*.
- FASB [1995], Exposure Draft, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements: Policy and procedures*.
- FASB [1997], SFAS No. 130, *Reporting Comprehensive Income*.
- FASB [1999], Exposure Draft (Revised), *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements: Purpose and Policy*.
- FASB [2001], SFAS No. 141, *Business Combinations*.
- FASB [2005a], Proposed Statement, *Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries - a replacement of ARB No. 51*.
- FASB [2005b], Proposed Statement, *Business Combinations - a replacement of FASB No. 141*.
- FASB [2006], Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.

- FASB [2007a], SFAS No. 160, *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements - an amendment of ARB No. 51*.
- FASB [2007b], SFAS No. 141R, *Business Combinations*.
- IASB [2003a], International Accounting Standards (IAS) IAS27 (Revised), *Consolidated and Separate Financial Statements*.
- IASB [2003b], IAS1 (Revised), *Presentation of Financial Statements*.
- IASB [2004], International Financial Reporting Standards (IFRS) IFRS3, *Business Combinations*.
- IASB [2005a], *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 27 Consolidated and Separate Financial Statements*.
- IASB [2005b], *Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS3 Business Combinations*.
- IASB [2006a], *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS1 Presentation of Financial Statements, A Revised Presentation*.
- IASB [2006b], Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- IASB [2007], IAS1, *Presentation of Financial Statements*.
- IASB [2008a], IAS27, *Consolidated and Separate Financial Statements*.
- IASB [2008b], IFRS3, *Business Combinations*.
- IASB [2008c], Press Release, 'IASB completes the second phase of the business combinations project' (Jan. 10. 2008).
- IASB [2008d], *Business Combinations Phase II, Project Summary and Feedback Statement*, p. 13.
- IASC [1989a], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- 石川博行 [2006], 「少数株主持分に対する株式市場の評価」『会計』第170巻第3号(9月)。
- 梅原秀継 [2006], 「会計主体と株主持分——一般理論および連結基礎概念の適用をめぐる——」『会計』第169巻第4号(4月)。
- 大村敬一, 浅子和美, 池尾和人, 須田美矢子 [2004], 『経済学とファイナンス [第2版]』東洋経済新報社, pp. 267-272。
- 荻原正佳 [2007], 「企業結合・連結会計——日本基準と国際会計基準の差異」『企業会計』第59巻第1号(1月)。
- 金井繁雅 [1998], 「連結基礎概念の検討——親会社概念と経済的単一体概念」文京女子大学『経営論集』第8巻第1号(12月)。
- 川本淳 [2002], 『連結会計基準論』森山書店。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2005], 『国際財務報告基準書 (IFRSs) 2004』レクシスネクシス・ジャパン。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006a], 「ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解: 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」に対するコメント」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006b], 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2007], 『国際財務報告基準書 (IFRSs) 2007』レクシスネクシス・

ジャパン。

企業財務制度研究会 [1995], 『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』 企業財務制度研究会。

佐藤信彦 [2003a], 「少数株主持分の性格——会計主体との関連を中心にして」『企業会計』 第55巻第7号 (7月)。

佐藤信彦 [2003b], 『業績報告と包括利益』 白桃書房。

杉山学 [2006], 『連結会計の基礎知識 (第4版)』 中央経済社。

平松一夫 [2007], 『国際財務報告論——会計基準の収斂と新たな展開——』 中央経済社。

山地範明 [2000], 『連結会計の生成と発展 (増補改訂版)』 中央経済社。

山田辰巳 [2006a], 「IASB 会議報告 (第51～52回会議)」『JICPA ジャーナル』 第608号 (3月), pp. 52-53。

山田辰巳 [2006b], 「IASB 会議報告 (第58～59回会議)」『JICPA ジャーナル』 第615号 (10月), p. 66。

山田辰巳 [2007a], 「IASB 会議報告 (第63回会議)」『会計・監査ジャーナル』 第620号 (3月), pp. 119-120。

山田辰巳 [2007b], 「IASB 会議報告 (第65回会議)」『会計・監査ジャーナル』 第622号 (5月), p. 75。

山田辰巳 [2007c], 「IASB 会議報告 (第69回会議)」『会計・監査ジャーナル』 第626号 (9月), p. 64。